

文化ファッション大学院大学研究活動不正防止対策の不正防止計画

(令和5年12月1日策定)

(令和7年4月1日改定)

文化ファッション大学院大学研究活動不正防止及び対応に関する規程第6条第2項及び研究活動不正防止対策の基本方針に基づき、次のとおり研究活動不正防止対策の不正防止計画（以下「不正防止計画」という）を策定する。

1. 責任体系の明確化

研究活動における責任体系を明確化し、ホームページで学内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化、職務権限の明確化

「文化ファッション大学院大学教員研究費に関する規程」と「文化ファッション大学院大学競争的研究費取扱要領」を整備することで、ルールの明確化と統一化を図り、また職務権限を明確にする。

(2) 関係者の意識向上

ア 「文化ファッション大学院大学研究倫理指針」を策定する。

イ 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

ウ コンプライアンス教育の内容については定期的に点検し、必要な見直しを行う。

エ コンプライアンス教育実施後、受講者の受講状況と理解度を把握する。また、競争的研究費採用者については誓約書の提出を求める。

オ コンプライアンス教育以外に、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

カ 研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生に対してもルールの周知を徹底する。

3. 不正行為発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施

ア 不正防止計画の推進を担当する部署（防止計画推進部署）は教学事務室とする。

イ 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。また、監査室とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

ウ 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止計画を機関全体の具体的な対策のうちの最上位のものとして策定する。

エ 不正防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にする。

オ 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行う

4. 研究費の適正な運営・管理

「文化ファッション大学院大学教員研究費に関する規程」と「文化ファッション大学院大学競争的研究費取扱要領」に基づき、研究費の執行について、適正な運営・管理を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

「文化ファッション大学院大学研究活動不正防止及び対応に関する規程」第3章に基づき、不正行為の相談・告発に関する受付体制を整備し、ホームページで公表する。

6. モニタリングの在り方

監査室が定期的に、競争的研究費に係る全件の伝票・帳簿・証憑書類等の会計書類全般について内部監査を実施する。それ以外に、必要に応じて監査室が研究費に対する内部監査を実施する。